

平成28年12月26日
近畿総合通信局

不法無線局の共同取締りで1名を摘発
～大阪市淀川区で警察署と共同で取締りを実施～

近畿総合通信局（局長：関 啓一郎（せき けいいちろう））は、平成28年12月22日、淀川警察署管内の繁華街において、同警察署と共同で飲食店の客引きの連絡用に使用していた不法無線局の取締りを実施しました。

今回の取締りでは、免許を受けずに無線局を開設所持していた1名を電波法違反で摘発しました。

取締り結果は、以下のとおりです。

- 1 不法無線局の種別及び局数
不法アマチュア無線 1局
- 2 被疑者の住所及び職業
大阪市西淀川区在住の飲食店従業員（47歳 男）
- 3 関係法令及び適用条項
電波法第4条第1項（不法開設）
電波法第110条第1号（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
- 4 参考事項
近畿総合通信局では、電波利用環境保護のため、今後も捜査機関の協力を得て、不法無線局の取締りを行っていく方針です。

連絡先：電波監理部 監視第二課
（担当：道田、辻田）
電 話：06-6942-8528

参考

主な不法無線局の概要と妨害事例

1 不法アマチュア無線 ～消防・救急用、鉄道用などの重要無線通信を妨害！～



アマチュア無線局を使うためには、無線従事者資格とアマチュア無線局の両方の免許が必要です。

不法アマチュア無線の中には、アマチュア無線用に決められた周波数帯以外の周波数を使用できるように改造して、他の無線通信に妨害を与える悪質な事例が多発しています。

〈妨害事例〉 ・重要無線通信（警察用無線、消防・救急用無線、鉄道用無線等）を妨害し、人命の安全、財産の保護等に係る活動が阻害される。

2 外国規格の無線機 ～防災行政用、放送事業用無線などの重要無線通信を妨害！～

最近、一部の店舗、通信販売業者、インターネット等で、外国規格の無線機が販売されています。外国規格の無線機は、日本の電波法令で定める技術基準に合致せず、日本国内で使用すると電波法違反になる無線機が多くあり、他の無線局等に妨害を与える恐れがありますので、購入・使用の際は、技術基準への合致の有無を十分確認してください。

外国規格の無線機を日本国内で使用するためには、日本の技術基準に適合しているかを証明する必要があります。

証明を受けた無線機には技術基準適合証明マーク（技適マーク）が付されています。

技術基準適合証明マーク

現行のもの



平成7年3月までのもの



外国規格無線機の例

